

米海兵隊のつり下げ訓練によるUH1Yヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書

去る3月8日、米軍UH1Yヘリコプターが宜野座村城原区と金武町中川区周辺でつり下げ訓練を行い、つり下げていた複数のタイヤをキャンプ・ハンセン内に落下させる事故が発生した。

米海兵隊は、昨年12月6日から連日にわたり住宅や農地等、民間地上空での物資のつり下げ訓練を実施し、地元自治体等の強い抗議を受けしばらく訓練を中止していたが、再び訓練を開始した直後に今回の事故を起こした。

つり下げ訓練は、一步間違えば県民を巻き込む重大事故につながる極めて危険な訓練であることから、同訓練の中止を強く求めているところであるが、海兵隊は、地元自治体等のたび重なる抗議や申し入れを無視する形で訓練を繰り返している。

このような米軍の行為は、県民の生命を軽視し、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている地元住民に対する配慮を全く欠いたものであると言わざるを得ず、政府においては、米軍に対し毅然とした姿勢で強く抗議するとともに、日米両政府においては、県民の過重な基地負担の軽減に向け、真摯に検討・協議を行い、実効性のある措置を講ずるべきである。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、米海兵隊のつり下げ訓練によるタイヤ落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 民間地上空でのつり下げ飛行訓練を行わないこと。
- 2 早朝、夜間及び民間地上空での飛行訓練を行わないこと。
- 3 兵員に対する教育及び訓練の管理を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て